

徳島県病院局管理規程第十一号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年七月十四日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための感染症防疫等作業手当の特例）

6 職員が特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（管理者が定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて管理者が定めるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給する。この場合においては、第七条及び第十五条第一項の規定は、適用しない。

7 前項の規定により支給する感染症防疫等作業手当の額は、業務に従事した日一日につき千五百円（緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして管理者が定めるものに従事した場合にあつては、四千元）を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて管理者が定める額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。